

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

(あて先) 山武市長

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

※太枠の中のみ記入してください。

申告の理由		種 別		標識番号 (ナンバー)	山武市
新 規	変 更	原動機付自転車		納税義務発生 年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 購 入	<input type="checkbox"/> 所 有 者	<input type="checkbox"/> 第 一 種 一般(50 cc・0.6kw 以下)	<input type="checkbox"/> 小 型 特 殊 自 動 車	旧標識番号 (旧ナンバー)	
<input type="checkbox"/> 転 入	<input type="checkbox"/> 住 所	<input type="checkbox"/> 第 一 種 特定小型(0.6kw 以下)	<input type="checkbox"/> 農 耕 作 業 用		
<input type="checkbox"/> 譲 受 け	<input type="checkbox"/> 標 識 番 号	<input type="checkbox"/> 第 二 種 乙(90 cc・0.8kw 以下)	<input type="checkbox"/> そ の 他		
<input type="checkbox"/> そ の 他 ( )	<input type="checkbox"/> そ の 他 ( )	<input type="checkbox"/> 第 二 種 甲(125 cc・1.0kw 以下)	( )		
		<input type="checkbox"/> ミニカー			

納税 (申告・報告) 義務者	所有者	住 所			所有形態	1.自己所有 2.所有権留保 3.商品車 4.リース車 5.その他( )		
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			主たる定置場 ※( )内は旧主たる定 置場の市町村名を記入	1.左記所有者の住所又は所在と同じ ( ) 2. ( )		
		生年月日	年 月 日	電話番号		車 名	型式及び年式	原動機の型式番号
		住 所				型 年式		
	使用者	(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力	cc kw
		生年月日	年 月 日	電話番号		長 さ	幅	最高速度
		住 所			cm	cm	km/h	
		住 所			販売・ 譲渡 証明書	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 年 月 日		
	(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			住所又は所在地				
	電話番号			氏名又は名称 電 話 番 号				
※山武市に住民登録がない場合に記入してください。								
住民登録地住所								
同所電話番号		石刷り・商品ラベル等貼付欄						
本人確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他( )						

## 記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 5 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。  
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。  
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 7 「長さ」、「幅」及び「最高速度」欄は特定原付及びミニカーの申告時のみ記入すること。
- 8 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡した者が、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

**備考** 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。

- ・原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
- ・長さ1.9キロメートル以下、幅0.6キロメートル以下であること。
- ・最高速度が20キロメートル毎時以下であること。